

「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」
開催要綱（案）

（目的）

第1条 国土強靱化基本計画（平成26年6月閣議決定）において、非常用電源設備等の確保により事業継続性の確保が求められており、東日本大震災を受けた事業継続時間の長期化等により非常用電源設備の燃料の貯蔵量や消費量の増加が見込まれている。非常用電源設備の燃料の貯蔵又は取扱いの実態等を調査し、関係する危険物規制について合理化の必要性等を検討する必要がある。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリパラ」という。）の開催に伴い、仮設の発電施設や大会運営車両用の給油施設が設置される見込みである。これらの施設は東京オリパラ開催期間（約50日間）のみ設置されることとなるが、仮貯蔵・仮取扱いが適用できる10日を超える設置になるため、基本的には危険物施設として、消防法令上の技術基準を適用し、安全を確保すべきであるが、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会での対応状況等を参考とした安全対策の合理化が求められている。

これらを踏まえ、災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方について検討することを目的とする。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物の貯蔵又は取扱いの実態やニーズ、必要な安全対策に関する事項
- （2）東京オリパラにおける仮設の発電施設や給油施設等に必要な安全対策に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りでない。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成29年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 11 日から実施する。